

大学設置基準等の一部を改正する省令案の概要 (スタッフ・ディベロップメント (SD) 関係)

1. 改正の趣旨

- ・ 社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学等には、産業界や地域等との連携など大学の枠を超えた取組や、教育研究の国際的展開等の戦略的な推進などの様々な側面での改革が求められており、こうした諸課題に対応するためには、大学等の運営の在り方について一層の高度化及びこれを担う大学職員の資質能力の向上が求められている。
- ・ そのためには、個々の職員の努力に依存した取組には限界があり、各大学において、大学等を構成する職員である教員と事務職員等が大学等の運営に必要な能力を身に付け、向上させるための取組（スタッフ・ディベロップメント (SD)）を推進することが必要と考えられることから、今般、中央教育審議会大学分科会及び同大学教育部会における議論を踏まえ、大学等が、SDの機会を設けるものとするものとすることとするもの。

2. 改正の概要

○研修の機会等（大学設置基準第42条の3（新設））

- ・ 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員^{※1}に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修^{※2}の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
 - ※1 「職員」には、事務職員だけでなく、教員や技術職員等を含む。
 - ※2 第25条の3に規定する、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修（ファカルティ・ディベロップメント (FD)）を除く。
- ・ このほか、短期大学、大学院^{※3}及び高等専門学校についても、各設置基準において同様の規定を設ける。
 - ※3 専門職大学院については、専門職大学院設置基準第42条第1項の規定により、大学院設置基準の改正規定を適用。

3. 施行期日

- ・ 本改正の施行日は、各大学等における研修の計画や体制整備等に要する期間を考慮し、平成29年4月1日とする。

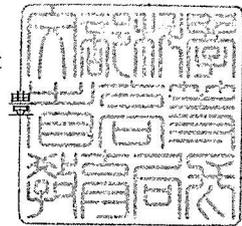


27文科高第1186号
平成28年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、別添1及び別添2のとおり、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員

に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。こと。（第 42 条の 3 関係）

2 高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の一部改正

高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 17 条の 4 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。こと。（第 10 条の 2 関係）

3 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 14 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。こと。（第 43 条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。（第 10 条第 2 項関係）

4 短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の一部改正

短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 11 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。こと。（第 35 条の 3 関係）

第 2 留意事項

1 専門職大学院の扱いについて

専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 42 条第 1 項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなること。

2 対象となる職員について

「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。

3 「機会を設けること」について

(1) 今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SD の具体的な対象や内容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。

(2) SDの機会については、各大学等が自ら企画して設けるほか、関連団体等が実施する研修に職員が参加する機会を設けることなどが考えられること。

4 「その他必要な取組」について

SDを効果的・効率的に実施する観点から、各大学等において、その実情に応じ、例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。

第3 施行期日

本通知に係る省令については、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

本件問合せ先：

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（代表）（内線2493）

(別添1)

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

大学設置基準等の一部を改正する省令

(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十二条」を「―第四十二条の三」に改める。

第九章中第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必

要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第二条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十条」を「―第十条の二」に、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第十条の二を第十条の三とし、第二章中第十条の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第十条の二 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、

その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第十条第二項中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（短期大学設置基準の一部改正）

第四条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の三」に改める。

第九章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（研修の機会等）

第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(別添2)

◎大学設置基準等の一部を改正する省令(平成二十七年文部科学省令第十八号) 新旧対照表

○大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二条の二)</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織(第三条―第六条)</p> <p>第三章 教員組織(第七条―第十三条)</p> <p>第四章 教員の資格(第十三条の二―第十七条)</p> <p>第五章 収容定員(第十八条)</p> <p>第六章 教育課程(第十九条―第二十六条)</p> <p>第七章 卒業の要件等(第二十七条―第三十三条)</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条―第四十条の四)</p> <p>第九章 事務組織等(第四十一条―<u>第四十二条の三</u>)</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例(第四十三条―第四十九条)</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)</p> <p>第十二章 雑則(第五十七条―第六十条)</p> <p>附則</p> <p>(<u>研修の機会等</u>)</p> <p>第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二条の二)</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織(第三条―第六条)</p> <p>第三章 教員組織(第七条―第十三条)</p> <p>第四章 教員の資格(第十三条の二―第十七条)</p> <p>第五章 収容定員(第十八条)</p> <p>第六章 教育課程(第十九条―第二十六条)</p> <p>第七章 卒業の要件等(第二十七条―第三十三条)</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条―第四十条の四)</p> <p>第九章 事務組織等(第四十一条・<u>第四十二条</u>)</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例(第四十三条―第四十九条)</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)</p> <p>第十二章 雑則(第五十七条―第六十条)</p> <p>附則</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条の二）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の三―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（研修の機会等）</p> <p>第十条の二 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>第十条の三 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の二―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>第十条の二 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十二章 雑則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（収容定員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>第四十五条</u>の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十二章 雑則（第四十二条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（収容定員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>第四十四条</u>の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3（略）</p>

(研修の機会等)

第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第四十四条～第四十六条 (略)

(新設)

第四十三条～第四十五条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（研修の機会等）</p> <p>第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けること</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

とその他必要な取組を行うものとする。